

時 期	その他
区 分	啓発・学習
分 野	防災訓練
検 証 項 目	防災訓練

根拠法令・事務区分	災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法、大規模地震対策特別措置法
執 行 主 体	国・県・市・指定公共機関等
財 源	一般財源・国庫補助
概 要	<p>災害時において様々な主体が適切・的確に行動できるよう、平常時において実践的な訓練を実施し、防災活動に必要な知識や技術を習得しておくことが重要である。</p> <p>阪神・淡路大震災での課題の1つに、初動体制の立ち上げが遅れたことや広域応援体制が円滑に機能しなかったことなど初動対応の遅れが挙げられるが、震災後は近隣の団体との連携による訓練やロールプレイング方式の訓練など、実践的な訓練が行われてきている。地域の防災リーダーの育成や住民の防災意識の向上を図ることを目的とした防災訓練も多くの地方公共団体で実施されている。</p>

阪神・淡路大震災時における取組内容とその結果	
国	<p>阪神・淡路大震災に対してとった措置            (「阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組内容とその結果」参照)            阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果            (「阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組内容とその結果」参照)</p>
県	<p>阪神・淡路大震災に対してとった措置            (「阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組内容とその結果」参照)            阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果            (「阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組内容とその結果」参照)</p>
市 町	<p>阪神・淡路大震災に対してとった措置            (「阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組内容とその結果」参照)            阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果            (「阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組内容とその結果」参照)</p>
そ の 他	<p>阪神・淡路大震災に対してとった措置            (「阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組内容とその結果」参照)            阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果            (「阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組内容とその結果」参照)</p>
阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組内容とその結果	
国	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組            法令の整備等            防災基本計画の改訂</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災基本計画において、国及び地方公共団体は、防災週間等を通じ、積極的に防災訓練を実施するものとする事、地方公共団体は、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動等の習熟を図るものとする事、などを定めている。[『防災基本計画』中央防災会議]</li> <li>中央防災会議「今後の地震対策のあり方に関する専門調査会」の設置</li> <li>・平成13年6月28日の中央防災会議において、「今後の地震対策のあり方に関する専門調査会」の設置が決定された。平成13年9月17日に第1回目の専門調査会を開催、審議を重ね、平成14年7月に「今後の地震対策のあり方について報告」を取りまとめた。この中で、重点的に取り組むべき施策として、図上訓練や災害の発生が想定される現地での実践的訓練等の導入、効果的で実践的な訓練実施のガイドラインの作成により、実践的な防災訓練を実施することが提言されている。[『今後の地震対策のあり方について報告』中央防災会議今後の地震対策のあり方に関する専門</li> </ul>

## 調査会]

中央防災会議「防災基本計画専門調査会」の設置

- 中央防災会議の議決に基づき、平成13年10月11日に中央防災会議防災基本計画専門調査会が設置され、防災に関する基本的な検討課題及び防災基本計画の必要な見直しを審議し、平成14年7月には「防災体制の強化に関する提言」を取りまとめた。提言の1つである「迅速な災害応急体制の確保」において、国や地方公共団体は、図上訓練を積極的に行うとともに、国と地方公共団体が協力し、関係機関等と連携した大規模な図上訓練の実施に努めるべきであること、各省庁が連携し、救助・救急、通信、輸送等の分野ごとに横断的に活用できる機能的マニュアルとしてとりまとめること、などが提言されている。また、実動部隊について、国として必要な装備、資機材等の整備等を充実させるとともに、大規模かつ実践的な訓練の実施を推進し、消防や警察等の実動部隊の広域応援体制を強化するべきであること、などが提言されている。[『防災体制の強化に関する提言』中央防災会議防災基本計画専門調査会]

中央防災会議「防災に関する人材の育成・活用専門調査会」の設置

- 平成14年7月4日開催の中央防災会議において、防災に関する人材の育成・活用専門調査会の設置が了承され、(1)国、地方公共団体を通じた防災の専門的知識を有する人材の育成策、(2)自主防災組織、災害ボランティア等による防災活動のリーダーとなる人材の育成策、(3)大規模災害発生時等において、人材を組織的に活用する方策等、人材の育成・活用のあり方について、検討を進めてきた。
- 同専門調査会は、平成15年5月に「防災に関する人材の育成・活用について報告」として、防災に関する人材育成・活用と連動して推進すべき基本的事項、防災担当職員、地域の防災リーダーやボランティア組織・NPO等のリーダー、学校教育、研究機関・高等教育機関それぞれにおける人材育成・活用に係る基本的考え方及び方策についての検討結果を取りまとめた。また、併せて、国、地方公共団体において、防災担当職員を対象とした研修がより体系的に充実して実施されるよう、防災担当職員が一般的に修得すべき知識・能力について「標準的な研修プログラム」としてとりまとめた。

[『防災に関する人材の育成・活用について報告』中央防災会議防災に関する人材の育成・活用専門調査会]

## 取組内容

### 【政府】

防災の日における総合防災訓練

- 政府においては、9月1日に東海地震及び南関東地域直下の地震を想定した防災訓練を関係地方公共団体との連携により実施し、災害応急対策の実効性についての検証・確認を行っている。[『平成15年版防災白書』内閣府,p51-52]

原子力総合防災訓練

- 平成14年11月7日には、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)の定めるところにより、関西電力(株)大飯発電所(福井県大飯町)を対象施設として原子力総合防災訓練を実施した。[『平成15年版防災白書』内閣府,p53]

南関東地域直下の地震対応図上訓練

- 平成15年1月15日に、南関東地域直下の地震を想定し、関係地方公共団体(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市及び千葉市の七都府市)と合同で図上訓練を実施した。
- 本訓練は、災害発生時における防災関係組織体制の対応能力及び政府と地方公共団体との連絡・調整機能の検証・確認等を主な目的としたもので、発災直後から24時間程度の初動期を対象に、現地災害対策本部による搜索救助、消火、広域緊急医療、輸送手段の確保等のオペレーションを重点に実施したものである。事前に訓練シナリオを訓練参加者(プレイヤー)には知らせず、時間を追って訓練の進行を統括するコントローラーから与えられる状況に従い、参加者自身が情報収集、状況判断、対応策等の検討を行うというロールプレイング方式により実施した。

[『平成15年版防災白書』内閣府,p54]

## 【消防庁】

地方公共団体における実践的な訓練の実施促進

- ・消防庁は、防災業務計画において、消防庁職員及び地方公共団体職員に対する防災教育を行うことを定めている。地方公共団体の職員等に対する防災教育としては、都道府県防災関係職員及び市町村防災関係職員に対する防災教育、消防大学校及び消防学校における教育訓練、地方公共団体の一般職員に対する防災教育、e-カレッジによる防災教育、を推進することとしている。[『消防庁防災業務計画』消防庁]
- ・これとあわせて「防災・危機管理教育のあり方に関する調査懇談会報告書」の提言を踏まえ、地方公共団体における図上訓練等の実践的な訓練の実施を促進している。[『平成15年版消防白書』消防庁,p190]

## 【各省庁における教育訓練】

警察庁

- ・都道府県警察の幹部に対する災害応急対策等についての教育訓練
- ・広域緊急援助隊の広域派遣訓練、救出救助訓練
- ・都道府県警察における災害警備訓練
- ・レンジャー訓練等災害救助のための特殊技術訓練
- ・災害警備通信訓練

防衛庁

- ・大規模災害対処訓練
- ・自衛隊統合防災演習
- ・各部隊の地方公共団体の防災訓練への参加

総務省

- ・非常通信協議会における災害時に備えた通信計画の作成及び通信訓練

消防庁

- ・消防大学校における教育訓練（国，都道府県の消防職員及び市町村の消防職団員を対象）
- ・地方公共団体の幹部、危機管理統括者等に対する危機管理セミナー
- ・消防・防災航空隊の隊長等に対する航空消防防災講習会及び緊急消防援助隊の都道府県隊長等に対する緊急消防援助講習会、都道府県及び市町村の防災担当者に対する防災に関する実務講習

法務省

- ・法務省緊急連絡体制網通信訓練

気象庁

- ・津波予報作業等の訓練
- ・地震予知情報を報告するための異常発見、地震防災対策強化地域判定会、大規模地震関連情報等に係わる業務の円滑な遂行を期するための訓練
- ・職員に対する気象等に関する知識の周知
- ・気象大学校大学部及び研修部における教育
- ・地方公共団体が行う訓練への参加

海上保安庁

- ・巡視船艇・航空機等による各種災害対応訓練
- ・機動防除隊、特殊救難隊等を対象とした高度な防災技術・救難技術の訓練・研修
- ・海事関係事業者等を対象とした海難防止講習会
- ・通信の統制、重要通信の確保及び非常通信を取り入れた訓練 [『海上保安庁防災業務計画』海上保安庁、P12]

[『平成15年版防災白書』内閣府,p220-222]

阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果

地方公共団体の防災訓練の実施状況については、平成14年度で、都道府県が延べ235回、市区町村が延べ6,522回実施された。

(政府及び各省庁が実施した直近の防災訓練・教育訓練については防災白書参照)	
県	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組</p> <p>地域防災計画において、県等は、総合防災訓練、個別防災訓練（抜き打ち訓練、図上訓練等）、地域防災訓練を実施するとともに、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善に努めるなど、防災対策の充実強化を図ること、などを定めている。[『兵庫県地域防災計画』兵庫県]</p> <p>阪神・淡路大震災以降の主な防災訓練は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・抜き打ち情報伝達訓練（平成8年7月、平成9年6月）[『阪神・淡路大震災復興誌第3巻』（財）阪神・淡路大震災記念協会,p607～p609]</li> <li>・兵庫県警による大規模警備訓練（平成9年9月）[『阪神・淡路大震災復興誌第3巻』（財）阪神・淡路大震災記念協会,p607～p609]</li> <li>・石油コンビナート等総合防災訓練（平成9年10月）[『阪神・淡路大震災復興誌第3巻』（財）阪神・淡路大震災記念協会,p607～p609]</li> <li>・総合防災訓練（平成10年8月）：約2万7,300人が参加[『阪神・淡路大震災復興誌第4巻』（財）阪神・淡路大震災記念協会,p567]</li> <li>・合同防災訓練（平成11年8月・9月）：参加者が6万人超[『阪神・淡路大震災復興誌第5巻』（財）阪神・淡路大震災記念協会,p580]</li> <li>・総合防災訓練（平成12年9月）：過去最大の21万人が参加[『阪神・淡路大震災復興誌第6巻』（財）阪神・淡路大震災記念協会,p608]</li> <li>・合同防災訓練（平成13年9月）：17万5,000人が参加[『阪神・淡路大震災復興誌第7巻』（財）阪神・淡路大震災記念協会,p578]</li> </ul> <p>近畿府県合同防災訓練の参加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近畿2府7県（大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、福井県、三重県、徳島県、滋賀県）は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、平成7年度から合同防災訓練を実施している。平成15年度には、兵庫県と神戸市との主催により、神戸市内を中心に訓練を行うとともに、西日本ではじめてとなる大規模な図上訓練を行った。[『平成16年版防災白書』内閣府,p87]</li> </ul> <p>1.17ひょうごメモリアルウォークにあわせた防災訓練の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災とボランティアの日である1月17日に被災地内をともに歩き、終点では震災犠牲者への「追悼のつどい」を開催し、震災で学んだ経験と教訓を新しい兵庫づくりにつなげていく「1.17ひょうごメモリアルウォーク」の実施にあわせて、参加者や地域住民による防災訓練を行っている。[『阪神・淡路大震災復興誌第8巻』（財）阪神・淡路大震災記念協会,p635]</li> </ul> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
市 町	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組</p> <p><b>【神戸市】</b></p> <p>神戸市は、地域防災計画防災事業計画（安全都市づくり推進計画）において、関係機関や市民、事業者、ボランティア等と連携し、全市総合防災訓練、各区総合防災訓練、学校での防災訓練を実施するとともに、地域での防災訓練や事業所等における防災訓練を促進することとしている。また、様々な機会をとらえた防災訓練の実施を支援することとしている。[『神戸市地域防災計画防災事業計画（安全都市づくり推進計画）』神戸市]</p> <p>阪神・淡路大震災以降の主な防災訓練は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・抜き打ち招集訓練（平成8年6月）[『阪神・淡路大震災復興誌第2巻』（財）阪神・淡路大震災記念協会,p579]</li> <li>・総合防災訓練（平成9年8月）：消防と海上保安庁が全国初の連携[『阪神・淡路大震災復興誌第4巻』（財）阪神・淡路大震災記念協会,p567]</li> <li>・総合防災訓練（平成10年8月）：災害対応型巡視船が参加[『阪神・淡路大震災復興誌第4巻』（財）阪神・淡路大震災記念協会,p567]</li> <li>・自衛隊・海上保安庁等が参加した大規模な総合防災訓練（平成11年9月）[『阪神・淡路大震災復興誌第6巻』（財）阪神・淡路大震災記念協会,p610]</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・抜き打ち参集訓練（平成12年5月）[『阪神・淡路大震災復興誌第6巻』（財）阪神・淡路大震災記念協会,p610]</li> <li>・実戦型防災訓練（平成12年8月）:市街地の実際の建造物を使った訓練 [『阪神・淡路大震災復興誌第6巻』（財）阪神・淡路大震災記念協会,p609]</li> <li>・実戦型防災訓練（平成13年8月）:同上</li> </ul> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
その他	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組</p> <p>七都府県合同防災訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・七都府県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市）国、防災関係機関等は連携して訓練を実施してきたが、阪神・淡路大震災以降は、その教訓を生かし、かつ関東地域や東海地震を想定した訓練を実施している。</li> <li>・平成14年9月1日の訓練では、幹事県の千葉県柏市会場をはじめ各地域において南関東地域での大地震及び東海地震を想定し、「七都府県災害時相互応援に関する協定」等に基づく広域的な協力応援体制を生かした訓練を実施した。また、平成15年1月15日の南関東地域直下の地震対応図上訓練においても、この協定の検証が行われた。</li> </ul> <p>[『平成15年版防災白書』内閣府,p55]</p> <p>近畿府県合同防災訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、平成7年度から近畿府県合同防災訓練が実施されている。</li> <li>・平成14年11月の訓練では、緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練もあわせて実施され、自己完結型野営訓練や大規模地震災害を想定した崩壊建物救出救助訓練、国内でのNBC災害等を想定した特殊災害部隊の訓練等が行われた。</li> </ul> <p>[『平成15年版防災白書』内閣府,p55]</p> <p>日本放送協会においては、大規模災害等における放送確保等のため、広域応援体制も織り込んだ総合訓練を実施するとともに、各放送局においては、個別訓練等を実施している。[『平成15年版防災白書』内閣府,p220]</p> <p>三ツ星ベルト株式会社においては、平成15年1月17日に、長田区・真野地区及び長田消防署による協力のもと総合防災訓練を実施した。</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
これまでの各方面からの指摘事項	
<p>県の防災組織の中に自衛隊（第3師団司令部、第3特科連隊、第36普通科連隊）が含まれてはいたが、自治体との協同訓練はもちろんのこと、自衛隊と県・市相互に互いの能力と果たすべき役割の理解が不十分であり、かつ、県・市側の受入れ態勢も不十分であったため、連携がうまく行かず、自衛隊の初動に影響を与えた。（『阪神・淡路大震災災害派遣行動史』陸上自衛隊中部方面総監部）</p> <p>防災訓練の実施に当たって、地方自治体によっては防災訓練への自衛隊の参加に非協力的なところもみられ、また、訓練の実態も展示訓練的なものが多く、自衛隊が考えているものと差があった。特に神戸市等は、自衛隊が協同訓練を過去に何度も呼びかけていたが、実現しなかった。このため、防災に関する人間関係はもとより、災害発生時に相互に実施すべき事項の把握、被災状況把握及び情報交換等が不十分であり連携がとれていなかった。（『阪神・淡路大震災災害派遣行動史』陸上自衛隊中部方面総監部）</p>	
課題の整理	
<p>学校、地域、防災関係機関が連携した総合的・実践的な防災訓練</p> <p>防災訓練の実施に際しての工夫（住民の参加率の向上、継続的な参加）</p>	
今後の考え方など	
<p>震災体験の風化を防ぐための神戸市職員震災バンクを活用し、震災経験やノウハウを次世代に引き継ぐことで、震災で得た教訓を今後の防災対策の充実に役立てていく。（神戸市）</p> <p>関係機関と調整しながら、より実践的な訓練の実施に努める。（尼崎市）</p>	